

例規の改正について

1 目的

「議会関連例規の取扱いについて（令和3年7月2日議会運営委員会決定）」に基づき、下記の例規について制定等をしようとするものです。

2 制定等の理由

- (1) 請願書への押印義務化の見直し（「標準」町村議会会議規則改正による）
- (2) 議会への欠席事由の拡大（同上）
- (3) 全員協議会へのオンライン活用の拡大
- (4) 一般質問発言方法の改正

3 制定等の予定時期

- (1) 令和3年10月1日施行（9月定例会議提案）
- (2) 同上
- (3) 令和3年9月1日施行
- (4) 同上

4 制定等予定例規（手続の種類）

- (1) 芽室町議会会議条例（一部改正）
 - ア 第2条 議会の欠席事由の拡大（議員活動と家庭生活の両立支援策等）
 - イ 第92条 請願手続きに係る押印義務付けの廃止
- (2) 芽室町議会会議条例等運用規則（一部改正）
 - ア 第23条 一般質問に係る専用発言台使用義務の文言削除
 - イ 第33条 全員協議会におけるオンライン開催可能の特例条項の追加
- (3) 芽室町議会オンライン委員会開催要綱（一部改正）
 - ア 全員協議会を対象にするための条項整備
- (4) 議会における発言台使用範囲（一部改正）
 - ア 2項 全文削除

全町村議第42号
令和3年2月12日

各都道府県町村議会議長会
会長 殿

全国町村議会議長会
会長 松尾文則
(公印省略)

「標準」町村議会会議規則の一部改正について（通知）

日頃より本会の会務運営につきましては、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、令和3年2月9日開催の都道府県会長会において別紙1のとおり「標準」町村議会会議規則の一部を改正することを決定しましたので、通知いたします。

今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

貴職におかれましては、ご多用の折恐縮ですが、今回の「標準」会議規則の改正趣旨や考え方（別紙2）をお汲み取りいただき、各町村議会においてそれぞれの会議規則の改正と円滑な運用が図られますよう、貴管内町村議会への伝達方よろしくお願い申し上げます。

（送付文書）

別紙1 「標準」町村議会会議規則の一部改正（改め文・新旧対照表）

別紙2 「標準」町村議会会議規則改正の考え方について

| |
|--|
| 全国町村議会議長会 議事調査部 TEL：03-3264-8183 FAX：03-3264-6204 E-mail：kikaku.giji@nactva.gr.jp |
|--|

別紙 1

「標準」 町村議会会議規則の一部改正

令和 3 年 2 月 9 日決定

「標準」 町村議会会議規則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 8 9 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

(理 由)

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

「標準」町村議会会議規則新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、<u>請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> |